H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度

基本構想（8年）

前期総合計画（4年）　後期総合計画（4年）

区長制度（3年）　区長制度（3年）　区長制度（3年）

策定済16行政区　策定済33行政区　全行政区策定完了　第1期地域計画（5年）　第2期地域計画

小学校区単位コミュニティ調査・検討

集落支援員（推進センター）
業務委託：シルバー人材センター
・地域状況の把握・先進事例の調査・情報発信・研修

集落支援員（拡充）
業務委託または直接雇用
・各地区地域活動支援　・情報発信、研修
・学区コミュニティ支援

推進センター【直営】
（イオンタウン柴田）

推進センター【業務委託】
※施設維持・管理は町
（イオンタウン柴田）

推進センター【業務委託】
（場所未定）

第1期
コミュニティ助成交付金

敬老会補助金

道路愛護事業補助金

防犯灯設置補助金

地域計画策定補助金

第2期
コミュニティ助成交付金
・コミュニティ助成
・敬老会等事業補助
・道路愛護事業補助

地域づくり補助金
・地域計画更新事業
・ソフト事業（一般）
・ソフト事業（特定）
・ハード事業

第3期コミュニティ助成交付金
（行政区単位コミュニティ）

小学校区単位
コミュニティ

公園愛護協力会事業補助金　等

【第1期コミュニティ助成交付金】	【第2期コミュニティ助成交付金】	【地域づくり補助金】	【第3期コミュニティ助成交付金】	【小学校区単位コミュニティ】
H22年度よりコミュニティ助成交付金制度を導入する。	H24年度より敬老会等事業補助、道路愛護事業補助を統合する。	H24年度から地域計画の策定がずれ込む。 ソフト特定（敬老会等）事業の経過措置を図る。 申請から実績報告までの成果を検証する	地域の自主性を尊重し自律した活動を促進するという観点から、地域計画に基づき地域自治組織の裁量で有効に使える財源の確保が必要と考え交付金制度の施行に至る。	地域の活動で、生命と財に関わる防災や防犯活動、運動会や文化芸能交流会、敬老会に代表されるよう活動は、隣接する自治会等同士が協力し、小学校区単位での取り組みが効果的であり、必要であると考えられる。小学校区単位の地域自治組織が確立した際には、これまで行政区単位で交付していた交付金と小学校区単位への交付金制度の検討が必要である。